

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表  
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号) (傍線部分は改正部分)

改正後

現行

附則

(第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例)

第三条 第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

(著作権法の特例)

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の第三項及び第二項、第八十六条第三項並びに第一百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は

附則

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[略]

(新設)

生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは、「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第一百零二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて」と、「その複製物」とあるのは、「送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

(著作権法の一部改正)

第五条 著作権法の一部を次のように改正する。

〔略〕

(罰則についての経過措置)

第六条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(著作権法の一部改正)

第四条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(罰則についての経過措置)

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。